

江田島市議会政策討論会に関する基準

平成25年12月25日

全員協議会決定

1 趣旨

この基準は、江田島市議会基本条例（平成25年江田島市条例第36号）第11条に規定する政策討論会（以下「討論会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 構成

- (1) 討論会は、議員全員により構成し、議長が主宰する。
- (2) 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。

3 提案

討論会の議題は、あらかじめ議長に提案しなければならない。

4 議員による提案

- (1) 議員は、議題を提出しようとするときは、その提案理由、資料等を添え、議員2人以上の連署とともに議長に提出するものとする。
- (2) 3人以上の議員で構成する会派が議題を提出しようとするときは、その提案理由、資料等を添え、会派の代表者が議長に提出するものとする。

5 討議の決定

議長は、前条の規定により議題が提出されたときは、議会運営委員会に諮り、当該議題を討論会の対象とするべきか否かを決定する。

6 討論会の運営

- (1) 討論会は、議長が招集する。
- (2) 議題の提案者は、提案理由等必要な事項を説明するものとする。
- (3) 提案者は、資料提供がある場合は、適宜準備するものとする。

7 意見の活用

- (1) 議会は、討論会において結論として取りまとめられた意見を次の目的のため活用するものとする。
 - ア 常任委員会及び議会運営委員会における政策立案
 - イ 執行機関への政策提言
 - ウ その他議会における政策形成への反映
- (2) 議会は、前項に規定する意見のほか、討論会において出された意見その他討論の過程で明らかとなった課題等を取りまとめ、議長を通じて全議員に配付するものとし、審議及び政策形成のための討議資料として活用するものとする。

8 会議の公開

討論会の会議は、これを公開する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、会議に諮ってこれを非公開とすることができる。

9 傍聴

討論会の傍聴の取扱いは、江田島市議会傍聴規則（平成16年江田島市議会規則第2号）を準用する。

10 記録

議長は、職員をして討論会の会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を調製させるものとする。

1.1 委任

この基準に定めるもののほか、政策討論会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。